

令和7年第1回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和7年1月27日（金） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	山本 一博	教育委員	沖田 行司
教育委員	神寄 由紀美	教育部長	中西 美智代
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	福井 健次
管理監（図書館担当）	松野 勝治	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育総務課長	池元 貴之	学校教育課長	北川 守一
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	長崎 充利	幼児課長	辻 温
こども政策課長	猪田 誠	校務支援室指導主事	五十子 弘祐
教育研究所指導主事	榎並 洋貴	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上20名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和7年第1回教育委員会定例会を始めさせていただきます。今年初めての定例会でございます。今年一年よろしくお願ひします。
では、最初に「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第12回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第12回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど「青地委員」と「沖田委員」に署名をお願いいたします。
なお、今回の第1回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「山本委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。
「1報告」ということで、私から教育長報告をさせていただきます。
（教育長報告）
昨年の1月定例会では、能登の震災の話をしていただきましたが、今朝は、30年という節目の日を迎えた阪神大震災に関連した話から始めさせていただきます。節目の日となる1月17日には、各地で追悼行事が執り行われ、テレビや新聞でも様々な思いを持って、この日を迎えられた被災者の方々の様子が伝えられていました。
教員の中には、震災直後からその年の4月に予定していた修学旅行の行き先をどうするかといった対応に追われ、東京に目的地を変更したものの、3月には地下鉄サリン事件が発生

し、その対応も含め、大変な年であったとの思い出話をしてくれた者もあり、それぞれ様々な思いを胸に 30 回目の 1.17 を過ごしました。

さて、年末、福岡県北九州市で中学生男女 2 人が刃物で刺され、女子生徒が死亡した事件や千葉県柏市で住宅敷地内において男女 2 人が刺されて死亡しているのが発見され、隣接の住宅に放火し住宅 8 棟が焼ける火災が発生するという事件については、前回の定例会でお話しました。

先日 22 日に、JR 長野駅前で男女 3 人が刺され、会社員男性 1 人が死亡するという事件が発生しました。共通することは、いずれも、犯人が凶器を所持したまま逃走し、数日後に逮捕されるという事件であったということです。いずれも学校は通常どおり開校し、出席を控えても欠席扱いにはしないとの対応でした。

以前にも話しましたが、このような大きな事件が発生した際、教育委員会だけでなく、子ども未来部、市民部など関係部署と防災危機管理セクションを交え、単に学校をどうするというのではなく、市民生活をどうするかという様々な観点から検討し注意喚起を行う必要があると考えています。教育委員会としても、基本的なマニュアルの策定を急ぎたいと思っていますので、素案ができましたら教育委員の皆様にも協議させていただきます。

「tomorrow never knows」、明日のことはわからない。未来予測がたいへん難しい時代になりました。昨年起こった災害や事故、国政だけでなく、世界的な動きや戦争などの動向を見ても言えるのではないのでしょうか。そして、トランプ大統領の再登板、トランプ氏の発言に右往左往している各国首脳の姿が伝えられています。

トランプ大統領の発言、正確には就任前の発言で、私が注目しているのがグリーンランドをアメリカの所有にすべきということです。背景には温暖化から海洋ルートでパナマ運河ではなく、北極海が使えるのではないかと、そういった視点やレアアースが採掘できるとの話もあります。

このグリーンランドには中国やロシアが触手を伸ばしてきており、安全上デンマークでは対応しきれないだろうということです。私はグリーンランドがデンマーク領であることを知りませんでしたし、アメリカはアラスカなどを購入して国土を拡張してきたという歴史も、全く知りませんでした。

このような話から、社会科、地理や世界史の話を展開してもらうと、子供たちはとても興味深く聞いてくれるのではないかと感じました。もしかすると、10 年もすればグリーンランドはアメリカ領になっているのではないかと感じています。

そのような中、出生者数が 70 万人を割り込むというニュースが流れています。先日、ある滋賀県選出の国会議員があいさつでこういった話題を取り上げていました。具体策はなく、最終的に話されたのは、人口が減少してきても持続可能な社会にしていくことというものでした。

以前、石破首相は、国会議員はなぜ出生者数の減少対策に熱心にならないのかという質問に対し、「その子供たちが選挙権を持つまでに 18 年かかる。国会議員の多くは 18 年後に国会議員をしていないからではないか。」と答えられたとの記事を見ました。正直な方なのだと思います。

そんな石破首相の施政方針演説でのキーワードは「楽しい日本の実現」、「地方創生 2.0」ということでした。テレビのコメンテーターが「地方創生 1.0」はどこにあったのだと言っておられましたし、産経新聞は社説で「危機打開へ厳しい道のりになるが未来のため、子

孫のため立ち上がってほしいと国民に呼びかけるべきだった。」と厳しい論説を掲げていました。

さだまさしさんは、以前未来が見えないということ、「電車に後ろ向きに座らされているようなものだ」と話されていました。次の景色は分からない。でも、過去の景色を見るとある程度は未来が予測できる。突然全く異なった景色は現れないということです。私はこのことについて、正解だと思っていたのですが、今は過去の動きから未来を予測しにくい時代になったということです。ただ、正確に言えば、動きが短時間で変わっているということなのだろうと思います。

今は、その速度が速くなっているのですが、そんな状況にあっても、現状をしっかり分析し、将来の予測を立て、対応の準備をしておく必要があるのです。そして、現状をしっかり分析するとともに、ミスリードにも十分注意する必要があると感じました。

大分県教育委員会が教員不足の一番の要因は、子供が多かった時代に大量に採用した教員が定年を迎えたことや少人数学級の推進によるものということを発表しています。確かにそういったことも要因のひとつではありますが、本当にそのことが要因と裏付けるのであれば、教員を目指す人の数が減っていないという数値を示さなければならないのです。教育学部における教職への就職者数は、私たちが大学生だった頃と比較して、6割程度まで減少しているそうです。そういった様々な情報をしっかりと捉えた中で、情報を開示していくべきだと思います。また、以前にも話しました、少子化に対応した学校再編についても同様のことが言えると思います。

2月13日に能登川北小学校では保護者向けに、「今後の児童数の推移について」の説明会を開催されます。複式学級の規模となっていくことやそういったことに伴う課題などについて説明し、このような課題があるということをつえ、どうしていくべきかという議論を深めていただく、また、そういった実態を保護者の方にも理解をしていただくというものです。

最後に、私が、今年しっかりと取り組みたいことについて話します。

外国にルーツを持つ子供たちへの日本語学習と英語教育の2点です。

外国にルーツを持つ子供たちは、今後大幅に増加すると思っていますし、増加しないと日本がもたないと思っています。これは、先ほど、出生者数が70万人を割り込むという話をしましたが、今のままの出生率が続けば、25年後、2050年には30万人を割り込みます。日本で働いてくれる外国人が増えないと、看護や介護、建設業だけでなく全ての産業が立ち行かなくなるのです。

子供たちは、しばらくすれば母国に帰るというのではなく、日本で就職をし、家族を持つことが予想されます。そういった生活に対応できる日本語力と生活習慣を身に付けてもらいたいと思っています。

本市では、日本語初期指導教室を2部屋設けていますが、ここで学習するのは基本的に3箇月ということで、日々、子供たち同士が日常生活を送れる程度の指導にとどまっています。日本語初期指導とはいうものの、その指導の多くは教員OBに依存している実態があります。

教員が指導を行うのは、どちらかといえば学習指導に軸足が置きがちで、日本語指導のノウハウやシステムが確立できていないのが実態です。さらに、子供たちが在籍校に戻り、加配教員などの取り出しによる日本語指導が行われていますが、授業に対応できる日本語能力の積み上げができていくかという点に甚だ疑問を感じています。県にもしっかりと伝えていき

いと思っています。

英語教育については、小学校3年生から英語に慣れ親しみ、小学校5年生から教科として授業を行うようになったのですが、英会話ができる子供たちを育成するにはまだまだハードルが高いように感じています。

学習の時間は増え、ALTを配置し、学習を重ねているにも関わらず、話せるようになる日本人はごく少数です。先進国の国際会議で通訳を付けなければいけないのは日本だけだと言われています。スマホなどの翻訳機があるから英語学習はそんなに必要ないという意見もあります。しかし、スマホに表示された英会話や音声合っているかも分からなければ、コミュニケーションもあつたものではないと思います。学習のためのシステムを、今一度見直さなければならない時期ではないかと思ったところです。

もう一点、少し前にPTA大会がありました。「髭男爵」の山田ルイ53世さんをお招きし、講演をしていただきました。この方は、中学の後半から20歳頃までの約6年間、引きこもっていたそうです。その方が話された中で、特に印象に残ったのは、一つは、よく、引きこもりの子供たちは、昼夜逆転するという話を聞きます。それは、ゲームをするからというのが主な理由だと聞くのですが、山田ルイ53世さんが言われるには、「昼間は町の音などいろんな音が聞こえて活気があふれているから、引きこもっている自分にはその中でじっとしていることがつらかった。だから、昼間は寝たほうが楽だった。夜は辺りが静かで、自分のやりたいことができる。だから、夜に起きている。そういう生活リズムが私にとって、過剰な負担にならないから、そういう道を選んだ。だから、よく、言われているのとは違う。」という話をされていました。もう一つは、「6年間引きこもっていたら、『その6年間も含めて、今のあなたがあるんですね。』という言い方をよくされます。しかしながら、私にとって、引きこもった6年間は無駄でしかなかった。そういうことを言わなければ、インタビューなどで取り上げられたときに、引きこもった時間も非常に有効だったと上手にきれいに収めてくれるといった話があるのですが、私にとっては、無駄でしかなかった。それを、強く言うようにしています。」とされていました。もう一つ、会場からいくつか質問があつたのですが、「子供が引きこもれば、どのように声を掛けますか。」という質問に、「これは、正解がない。やはり、それぞれ違うため、自分が講演等で発する言葉も誰に向かって言っても、適応することはないのです。だから、それはそれとして聞いてもらいたい」と、はっきり言われていました。非常に良い話だったと感じました。

最後に、沖田委員の記事を配らせていただきました。「『昭和100年』検証」ということです。非常に良い話ですので、是非、皆さん目を通していただきたいと思っています。後ほど、沖田委員にこのことについて触れていただこうと思っています。

私からは以上です。それでは、教育部長からお願いします。

(教育部長報告)

皆様こんにちは。

本日は、新しい年になって初めての定例会となります。改めて、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、2点報告をいたします。

1点目は、1月12日に八日市文化芸術会館において成人式を挙行しました。委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

教育部長

今年度二十歳を迎える人は1,173名で、そのうち540名の参加がありました。

今年の成人式実行委員長は、東近江行政組合消防本部の愛知消防署に勤務する消防士の岡田真貴さんで「消防士として地元へ貢献し、安心安全に暮らせる市にしていきたい」と力強く誓いの言葉を述べられました。また、今年の箱根駅伝で8区を快走し、駒澤大学の復路優勝に大きく貢献した船岡中学校、滋賀学園高校の出身である安原海晴さんを市長が紹介くださり、壇上に上がった安原さんは、会場の同級生の新成人に向けて、日頃の応援に対する感謝の言葉と今後の抱負を述べられました。この二人を含め、実行委員会の皆さんが様々な場面で堂々と自分の役割を果たされており、大変頼もしく感じた成人式でした。

今年度の記念ステージは、東近江市出身で五個荘地区を拠点に活躍する和太鼓奏者の細田佳揮さんとフルート奏者の土佐友理咲さんの「鼓笛隊」による演奏で、力強い太鼓の響きと明るく澄んだフルートの音色で会場を盛り上げてくださいました。

恒例の20畳敷大凧飛揚は、当日朝からの雪でグラウンドの状況が良くなかったことから、例年は新成人の男性有志が揚げるところを、今年は大凧保存会の会員や地元小学生が凧揚げに挑まれるのを華やかな振袖やスーツ姿の新成人が見守りました。

4度挑戦をしましたが、あいにく、風も弱く、凧は思うように空に舞うことはなかったものの、多くのメディアの取材や中継などを通じ、東近江市の伝統文化を広く発信することができ、新成人にとっても記憶に残る成人式になったものと思っております。

2点目は市内の小中学校における季節性インフルエンザの感染状況です。1月7日から3学期がスタートしておりますが、第2週目となります14日に2校2学級からインフルエンザによる学級閉鎖が報告され心配しましたが、その後、少し落ち着いています。しかしながら、インフルエンザと診断されていない体調不良や発熱による欠席者は一定数ありますので、学校はもとより御家庭においても、手洗い、うがい、換気等を徹底し、感染拡大の予防に努めるよう指導しているところです。

教育部からの報告は以上です。

教育長

ありがとうございました。それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆様、こんにちは。こども未来部の井口です。今年もよろしく申し上げます。

それでは、こども未来部から3点報告をさせていただきます。

1点目、令和7年度の認定こども園等の利用申込みについての一次選考結果を保護者宛てに通知いたしました。一次選考結果の詳細については、この後、常任委員会協議会の報告で担当課長から説明いたします。

2点目、去る1月16日木曜日、東近江市幼児教育のあり方検討会議を開催しました。今回は、令和4年度からの3年間、文部科学省の「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」に取り組んできた内容を市から報告し、そのことについて協議いただきました。

「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」とは、幼児教育の推進体制について一定の要件を満たす都道府県又は市(区)町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援や幼保小接続の推進等の事業を行い、公立私立の幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図ることを目的と

こども未来部
長

した事業です。あり方検討会での協議の結果、報告があったこの事業は、幼児教育に必要な専門性を持つリーダーの育成については一定評価できる、今後の課題としては、幼小接続の重要性について教育委員会と共通認識し、次年度以降重点的に取り組む必要がある、などとまとめられました。

なお、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」の取組内容については、来る2月27日木曜日、五個荘てんびんの里学習センターで報告会を行う予定です。

最後に3点目、3月14日に公立園におきまして卒園式を予定しており、教育委員の皆様方にも来賓への御案内をさせていただき予定をしておりますので、公私お忙しいとは存じますが、御出席いただきますようお願いいたします。

以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございます。

沖田委員の新聞記事を事前に配っておりますので、委員から一言お願いします。

沖田委員

ありがとうございます。今年はちょうど昭和100年に当たります。平成、令和と変わっていくのですが、記者から、100年のスパンで教育を改めて考え直そうというときに、どういう節目があるのかという質問がありました。戦中、戦後、バブルが弾けた、そのいくつかの節目の中で、どういうことがテーマになっていったのか。特に、戦争が終わり、GHQが入ってきて、大きな教育改革がなされます。そこで、見落とされる問題もあるのではないかと。特に6・3・3制です。戦前は、個性に応じた非常に多様な進路があったのですが、戦後は、6・3・3制となりました。これは「はしご型」というのですが、はしごから落ちてしまったら、再度上がれないということです。それは、スタートの平等性ということで、あとは競争で上がっていくというものです。学力でも、非常に多様な学力がありますので、本当に個々の子供たちの学力を生かせるような教育施設はあるのだろうかといったことも検証すべきではないのかということ。そして、いじめ、不登校についても、現在起こっていることにどう対処するのも重要ですが、なぜ起こっているのかなどの根本的な要因を、知恵を集めて考えなければなりません。そのときに、戦後の6・3・3制など大きな教育の方向性をもう一度、根底的に考える必要があるのではないかとということをお話いたしました。

私が今日お配りした記事は、全国の私立大学の学長や理事長が読まれるということで、地方小規模大学、今のびわこ学院大学もそうですが、これを今後どのように考えるのかということで、私立大学協会の基本方針になり、地方再生委員会が作られて、地方の再生、地方行政と地方の小さな大学との関係性をもう一度見直せばいいのではないかと書いています。

また、御質問等がありましたらお話ししたいと思います。ありがとうございました。

教育長

ありがとうございました。

昭和100年ということですが、いろいろなもので、振り返って検証するのは、非常に大事なことだと思いました。今言われていましたが、我々は、6・3・3制しか知りませんので、それが当たり前であって、以前の制度がどのようなものか分かりません。例えば、最近の子供たちは小選挙区しか知りません。しかし、我々は前の方が良かったのではないかと思います。これもそうなのですが、そういう部分の議論ができづらくなってくる。こういう形

教育長

で、しっかり、過去の部分も掘り下げながら検証するという事は、本当に大事な事だと感じました。

それでは、今、報告があった件も含めまして、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

山本委員

能登川北小学校の試みは、今後行っていかなければならないことですので、注視していきたいと思いました。

外国人の日本語教育について、今まで、臨時的な措置というイメージを持っていたのですが、最近「地方消滅」という報告書を読んでいたら、それが常態化していくと書かれていました。先ほど教育長が言われたように、外国労働者を組み入れていくことが常態化していく社会になりつつある。その中で、外国籍の子供たちに日本語教育をしていくことは、臨時的な措置ではないのだと思いました。そういう目で、これから充実していこうと考えておられることは凄いなと思いました。

教育長

これは、具体的にどうすれば良いという答えが出せないのが難しい。今、言われたように、以前は、30人余りのクラスに2人程度の割合で外国籍の子供が在籍していたので、どちらかといえば、その子供たちが我慢していれば、それで授業が成り立っていたと思うのです。その子供たちはしばらくすると、母国に帰るということで、別に問題になるような時代ではなかったと思うのですが、東近江市でも15パーセントくらいとなれば、30人余りのクラスでも、4、5人の子供たちが日本語を分からずに我慢しているのです。そうすると、やはりその中で、一日中ずっと暮らすのはストレスになりますので、いろいろな衝突をしてしまうのです。そんな部分も含めて、その子供たちが、本当にきちんと生活をし、日本のシステムに慣れて就労をしていくことを見通した中で、教育が成り立たないと駄目だと感じています。しかし、これを具体化する術は、現実的にはあまりないのです。日本語指導を行う教室なども資格はあるようですが、学校で教えるのであれば必須であるという基準にはなっていないと聞いています。

沖田委員

その資格は、今年から国家資格になります。しかし、小学校や幼稚園等で母国語以外、日本語を教えるノウハウがまだまだ蓄積されていないのです。

私は、去年、中国の大連へ行ったのですが、大連の方が、「日本で働きたい人がたくさんいるので、いっそのこと、日本で学校を作れないか。」と言われていました。日本で日本語学校を作り、そこでしっかりと勉強し高等教育を行い、更に大学に進学し、最終的にきちんと就職できるというシステムを考えなければならないと思います。

びわこ学院大学では、もう少し留学生を受け入れて、定着していけるように「日本語コース」を設けようと考えています。私がかつて同志社大学に在職していたときには、「留学生別科」というものを作りました。九つの段階に分けて、どんどん進級していくと、日本の高等教育を受けられるようなレベルに達していきます。

滋賀県は工場があり、工場労働者がたくさん来ます。両親が日本語を話せないといけないうので、両親を対象にした、夜間のボランティアによる日本語の勉強と、子供たちの学校はどうするのか、また、中学校を出たらどうするのかとか考えたときに、国の制度を待たてられないので、地域で受け皿を作っていくべきではないかと思っています。

沖田委員

今、外国人がお金を出して、土地を買い、そこで経営する日本語学校もできつつあるそうです。東近江市はどうするのかという打診があれば、大学、行政と相談して、可能であれば、今後、労働力のために日本に押し寄せて来られて日本が日本語を教えるのではなく、日本語を教えるという経営も成り立ち、どこかに委託し、教育をお願いするような時代がくるのではないかと思います。日本語が分かってくれば、小学校も中学校も普通のように勉強できるようになります。今の状態で先生方がボランティアをやっているというのは、非常に難しいと思います。外国人に日本語を教える専門課程ができつつあるのが現状です。

教育長

日本は、暫定的な形での考え方で組み立てられたまま、ずっときていると思うのです。この少子化を迎えて、労働力のためということではないのですが、人権も含めて考えて、そういったことをどうするのかという議論がまだまだ少ないと思います。実態に合わせてもらわないと、追いついていかないと思うのです。日本に来る子供たちの人数の多さに実態が合っていないと感じます。ありがとうございます。

他に何かございますか。

神寄委員

質問ですが、学校での取組ではなく、東近江国際交流協会などでの取組はどういう形でされているのか知りたいです。

教育部長

東近江国際交流協会日本語教室をされていると思います。

神寄委員

そこで日本語を教えているのは、ボランティアでしょうか。また、教えてもらって、話せる程度の能力が得られるのでしょうか。子供も大人も関係ないのでしょうか。

教育部長

大人だけだと思います。

神寄委員

だから、小学生や小さな子供は、学校などで学ぶという形なのですね。

教育部長

今、小学校へ行く前にひまわり幼稚園で、外国籍の子供を見てくれるシステムができ、次に小学校入学前に外国籍の子供たちに日本語を教える段階の「プレスクール」というものを生涯学習課で行い、小学校に入ると、日本語初期指導教室の「いろは教室」で日本語を学び、そして、在籍校に戻ります。在籍校に戻っても、普通に授業をする場合と、「取り出し授業」といって、日本語を教えないといけない外国籍の子供に対して取り出して、勉強する場を設けているという形で手厚く対応しています。

神寄委員

前回の総合教育会議で見学させていただいた形ですね。

教育部長

そうです。あのような形でしているのですが、それだけでは、十分ではありません。勉強をしようと思うと、日本語を分かっただけでは勉強につながらない、日本語を理解できないと勉強できないという部分があるので、もう少し、手厚い制度が必要であるとか、専門的に教える人が必要になってくるのだと思います。しかし、今は、そういう人がいないので、学校の先生が日本語を教えているという形になっています。そういうところの専門性がもっと

教育部長

必要だと思います。

教育長

今、教育部長が言ったように未就学の段階から順番に追っていくと、結構、手厚く感じるのですが、最近では、突然、日本に來られます。未就学の子が來られて問題となるのは、母国語を習得しない段階で日本に來ると、母国語も喋れない、日本語も喋れないという状況が生まれてくるということです。小学生以上の年齢で日本に來ると、日本のシステムは、年齢に応じた学年に入ります。要するに、10歳であれば、4年生くらいの学年に入ります。例えば、その力がないため、2年生くらいから始めたいと言え、2年生から始まり、そこから、1年ずつしか学年が上がっていきません。学力や日本語能力が身に付いても、年齢に合った自分の学年にまでは復帰できないシステムなど、いろいろなことで支障が出るようなルール、もしくはシステムというのがあるのではないかと考えています。

一番問題だと思うことは、在籍校にいるときに、取り出し授業で日本語指導を行うということです。言葉の問題などで一定のレベルの授業についていけないのですが、そういうときは、別の部屋でその対象の子供たちを集めて、日本語指導をします。そこで、本当に日本語指導という形で、きちんとレベルアップする日本語の指導ができていけばいいのですが、その場所が「居場所」でしかないという部分も少なくはないのではないかと懸念しています。だから、指導上のシステムもありますし、制度上そこまで考えていなかったものが、そのままずっと、流れてきているのではないかと感じています。それを直すのは、本来であれば文部科学省が時代に合わせて考えていかなければならないのだろうと思いますが、そういう動きはあまりありません。

これは、特別支援教育でも同じことが言えます。特別支援教育というのは、通常、教員の資格を持った先生が指導に当たるのですが、その特別支援の教育をする指導方法を、特別に習って資格を取っているのではありませんし、特別支援教育の資格を持っていなくても、担任はできるのです。だから、これも同じようなことで、特別支援教育というのができた頃の児童生徒の人数と、今の人数は全然違います。明らかに、そのシステム自体が完全に遅れていると感じています。いろいろなことを年数の経過と共に、検証して見直すべきことが、起こっているという印象を持っています。

青地教育長職務代理者

感想になりますが、教育長が先ほど言われた、二つの問題。日本語学習と英語教育について、基本は両方とも一緒だと思うのです。どうやって、人間は語学力を身に付けていくかというところだと思います。なかなか具体的な術はないのですが、私は、環境しかないと思っています。語学を身に付けるには、その環境の中に入ってしまわないといけないと思います。思い切って外国へ行ってしまおうなどというように。この場合は、逆に教室の中の子供たちの世界に入ってしまわないといけないと思うのです。取り出すことが全て良いのかというと、見ながら、感じながら学んでいく「言葉」というものがあると思うので、それは、無理にその世界から離して、別のところで勉強するのではなく、環境の中で言語力を身に付けていかないといけないと思います。

以前、英語教育の推進校で、学校での言葉は全て英語で話すという教育をされていました。学校全体で言語教育を推進するから、その中で喋る言葉は英語にするという取組でした。そういう環境の中で、言葉を身に付けていこうと取り組んだのだろうと思います。

いかに環境を作るのかは、とても難しく、学校など教育現場が請け負っていくものではない

青地教育長職務代理者

いと私は感じています。先ほど、国際交流協会の話もありましたが、企業やそのような団体などといった他方からの力が、もっと現場や子供たちに働いてこないといけない時代ではないかと思えます。今の時代、同じ仕事をしていたら発展しませんので、新しく外部の力をそれぞれが取り入れることを、これからはお互いに考えていかないといけないのではないかと思います。やはり人の力を借りる、外の力を借りるということは、これからの時代はとても大事なことだと私は思っています。

教育長

委員が言われるとおり、今は子どもの話をしていますが、大人の日本語教育も必要だと思えます。それは、やはりその労働力を必要とする企業が、しっかりと整えておく必要があるのだらうと思えます。今でも、派遣会社が外国人労働者に日本語をマスターさせてから、企業に派遣しているところもあると聞きます。そういうことが、企業に義務化されたり、また、そういうことが必要になってきたりすると思っています。子供たちにとっても、英語をマスターしにくい母国語の中に日本語や韓国語が入っていると言われていています。しかし、今では日本語だけが置いておかれていると聞きました。やはり、それは国として考えていかないといけないことです。今後もいろんな観点で議論をしながら進めていかなければならないと感じています。

他に御意見等はよろしいですか。

それでは、続きまして、「2議案」に移ります。

「議案第1号 東近江市学習者用タブレット端末取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」担当課から説明をお願いします。

校務支援室指導主事

議案の説明をします。議案第1号「東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、学習者用タブレット端末等を家庭に持ち帰り活用するに当たり、一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。

タブレット端末の持ち帰り及び貸与について、現在は持ち出し及び持ち帰りにおける申請と、貸与における申請の2種類が存在します。持ち出し、持ち帰りにおいては、主に校外学習での持ち出しを想定して要綱が作られています。そのため、常時の持ち帰りに対応していないことで、持ち帰りが進んでいる学校の負担が大きく、実態と合わない状況となっています。また、貸与については、教育長決済が必要なため、学級閉鎖等、急な事象に対応できないというケースが出てきています。これらの状況を改善し、家庭学習の充実や家庭でのタブレットを使った学習機会を保障するために改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

現行の第2条第3項はタブレットの保管における、教職員による児童生徒のタブレット端末等のパスワード管理に加え、故障・紛失時について明文化することに改めます。

現行の第4条第1項中「翌課業日に学校に持参するものとする」を「課業日または校長が定めた日に学校に持参するものとする」と改めます。これにつきまして、不登校における長期欠席児童生徒への貸出や学級閉鎖等の急な貸与が必要な場合にも、持ち出し及び持ち帰りの中で対応できるようにするため、返却日を校長が定めた日とすることとします。このことにより、現行第7条から第10条および第13条については、第4条で運用が可能となるため削除します。

第4条第2項につきましては、「『被貸与者』は『保護者』と読み替える」にある被貸与者

校務支援室指導主事	<p>が保護者とは限らず、児童生徒及び保護者の場合もあるため、一部を削除します。そのことにより、現行第 11 条、第 12 条中にある「被貸与者」を「児童生徒及び保護者」、又は「保護者」と改めます。</p> <p>現行第 12 条中にある「タブレット端末等に対してソフトウェアのインストール及びアンインストールを行ってはならない」を「タブレット端末等に対して学校教育課長の許可なくソフトウェアのインストール及びアンインストールを行ってはならない」と改めます。これにつきまして、学校教育課長の許可のもと、インストールやアンインストールが可能になり、タブレット端末の限られたデータ保存容量を有効に使い、より充実した教育を行うために改正を行います。</p> <p>現行第 11 条を第 7 条に、第 12 条を第 8 条に、第 14 条を第 9 条に改めます。</p> <p>次に、様式第 1 号の内容変更について説明します。現行の様式では、主に年に数回の校外学習などの持ち出しを想定して作成されています。家庭への持ち帰りが進む中、現行の様式では、毎回の記入が学校の負担になっていることや、適切な管理が維持されないことが懸念されます。そのため様式第 1 号を改め、学校名、氏名、タブレット端末管理番号を管理台帳に記載し、誰がどのタブレットを使用しているのかを教育委員会と学校が把握する管理方法とします。このことで、紛失の際、誰が使っていたのかがすぐに把握でき、持ち帰りの際にも手続きが不要になります。</p> <p>様式第 2 号と第 3 号は、貸与を持ち帰りの中で対応していくことや、校長判断での実施に変更していくことで必要がなくなるため削除します。</p> <p>現行の様式第 2 号と第 3 号を削除するため様式第 4 号を、様式第 2 号に改めます。</p> <p>なお、今回の改正に合わせて各条文の条項の整理もしております。各様式の条項についても改正に合わせて整理し、改正後の様式を資料として添付しております。</p> <p>説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>説明は終わりました。基本的には、タブレット端末を柔軟に持ち帰りできるようにしたいという趣旨の改正となります。この件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
青地教育長職務代理者	<p>この資料を読んだときに思ったのですが、タブレット端末を貸与する場合、この要綱が分かるのでしょうか。先ほど、言葉の問題もあったのですが、その辺はどのように考えていますか。いわゆる、外国籍の人で、言葉がなかなか理解できない子供や保護者に対して、この要綱を見せて、約束の内容や手続きの方法が分かるのでしょうか。簡単なマニュアルがないのかと思ったのですが。</p>
校務支援室指導主事	<p>今まで、貸出については、保護者から同意書を提出してもらい、それを教育委員会で教育長決済を取り、その後タブレット端末を貸与し、受領書を書いてもらうという手続きでした。外国籍の人も借りたいと言われますので、外国語訳の様式等もありましたが、書類のやり取り等手続きが難しい状態でした。しかし、今回からは、様式 1 を使って貸与し、返却日を指定してその日に返してもらうという非常にシンプルな形となります。</p>
青地教育長職務代理者	<p>シンプルな形になって、誰もが借りやすくなると捉えればいいですか。</p>

教育長

私がこの話を初めて聞いたときに、教科書と同じようにすれば良いと思いました。教科書は持って帰るのも置いておくのも自由で、また、転校した場合、返さなくてもいいのです。しかし、タブレットは、返してもらわなければならないのです。こういう違いがあるということでした。

本当は、時代とともに教科書と同じくらい自己責任で管理してもらえれば良いと思います。タブレットには管理番号が付けられていますので、保護者は、自分の子供が持っているタブレットの管理番号を知っておく必要があると伝えなければいけないと思っています。そういう部分を伝えた上で、「あとは、ほぼ自己責任で管理してください。」と伝えることが大事ではないかと思います。

青地教育長職務代理者

それについての一文を簡単に書くような文章があると分かりやすかったのではないかと思います。

教育長

これからきちんと準備します。

他に何かありますでしょうか。

では、議案第1号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

では、「議案第1号 東近江市学習者用タブレット端末取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認といたします。

次に、「3 報告事項」に移ります。「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育部から報告をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の北川でございます。前回の定例教育委員会にもありました、中学校の夏季休業日を、現在、7月21日から8月26日となっておりますのを、熱中症等の関係で7月21日から8月31日まで延長すると御審議の上、承諾いただきました。そのことに関して、常任委員会協議会でお伝えし、議員からは特に質問はありませんでした。中学校3年生は授業時数が足りなかったのかとの質問はありましたが、足りないということがないように国が定めている基準の1,015時間を守る必要があるとお伝えしました。

教育総務課長

教育総務課の池元です。よろしくお願いします。

まずは、市立能登川南小学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。

資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和6年12月末現在）を御覧ください。

進捗率ですが、建築工事 24.4 パーセント、電気設備工事 33.8 パーセント、機械設備工事 8.9 パーセントとなっております。

現状ですが、建築工事として内装、解体、防水、家具、ユニット工事、電気設備工事として配線、解体工事、機械設備工事として給排水衛生工事を行いました。

今後につきましては、右下に記載しています普通教室棟3階3教室他の工事を予定しています。

教育総務課長

次のページは工事写真となっておりますので、御確認ください。

続きまして、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。

同じく資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和6年12月末現在）を御覧ください。

進捗率ですが、建築工事 40.20 パーセント、電気設備工事 21.50 パーセント、機械設備工事 26.25 パーセントとなっております。

現状ですが、建築工事として記載の外部、内部工事を行いました。

なお、建築工事の進捗の遅れにつきましては、外部と内部の工事を並行して施工することで、11月末時点の約10パーセントの進捗の遅れについては大幅に解消しました。

12月末時点で、渡り廊下の外壁貼が一部残ったため、まだ若干の遅れがありますが、今後も内部工事を並行して施工することで、遅れは解消する見込みです。

電気設備工事として幹線配管施工、機械設備工事として埋設配管施工、空調室内機設置を行いました。

今後につきましては、右下に記載しています普通教室棟の関係工事を予定しています。

最後のページは工事写真となっておりますので、御確認ください。

市立能登川南小学校、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況についての報告は以上です。

教育長

ありがとうございます。教育部からの報告について、御意見、御質問等ございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

続いて、こども未来部から報告をお願いします。

こども政策課長

こども政策課長の猪田です。よろしく申し上げます。

「第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画（案）について」説明いたします。

まず、現状につきましては、本市では子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、安心して子供を産み育てられ、子供の健やかな成長と自立を支援する東近江市の実現を目指して、第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に取り組んでいます。

次に課題につきましては、現行の第2期計画が令和6年度で終了することから、本市における子育て環境の整備及び支援の充実を図るため、第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。

これを受けての取組等につきましては、計画の期間は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

取組経過につきましては、令和5年12月に子ども・子育て支援に関するニーズ調査及び子どもの生活等に関する調査を実施しました。次に、東近江市子ども・子育て会議への諮問及び子ども・子育て会議による審議につきましては、令和6年7月1日の第2回会議で市長から同会議会長に対し、第3期計画の策定について諮問し、その後同会議において審議をいただいています。

今後の主なスケジュールにつきましては、2月3日から3月2日までパブリックコメントによる意見募集を行い、2月25日に東近江市子ども・子育て会議会長から市長に答申を受けた後、3月下旬に第3期計画を策定する予定です。

続きまして、第3期計画（案）概要版の内容について説明いたします。

1ページを御覧ください。基本理念については、第2期計画の基本理念を継続して「うるおいにぎわいが育む 子どもが未来に輝くまち 東近江市」とし、第2期計画の理念及び目標を踏襲しながら、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組むとともに、地域と連携して子供及び子育て世帯を支える体制の充実を目指しています。

次に第2期計画の成果と検証につきましては、主なものとしまして、基本目標1の1つ目、保育ニーズの高まりを受け、既存施設の改修及び民間認定こども園の整備により定員を拡大するとともに、基本目標3の1つ目、こども家庭センターを設置し、児童虐待への予防的な対応と個々の家庭に応じた相談支援に取り組みました。

このように第2期計画を基に様々な取組を進めてきましたが、中ほどのグラフのとおり、共働き世帯の増加や核家族化の進行などから保育ニーズが高まり続けています。また、児童虐待相談件数は年々増加している状況があります。こうしたことから、第3期計画の重点施策のポイントとして、幼児教育・保育の充実、児童虐待の防止と孤独・孤立対策の推進など6項目を掲げています。

続きまして2ページを御覧ください。

施策の展開として、4つの基本目標とそれぞれの主要施策を掲げています。基本目標1では「子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり」、基本目標2では「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」、基本目標3では「全ての子育て家庭を支援する環境づくり」、基本目標4では「社会全体で子育てする環境づくり」に取り組んでいきます。

続きまして3ページを御覧ください。ここでは、本計画が目指している状態のイメージを「東近江市のウェルビーイングな子どもを育むイメージ」として示しています。「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態のことをいいます。

子供を木に、家庭を大地に例えますと、大木に育つためには、栄養豊かな大地にしっかりと根を張ることが必要となります。行政及び地域社会は、大地を豊かにするとともに、木を照らし、木の成長を助ける役割を担います。本計画の取組による栄養分が根から枝葉まで届くことで、強くたくましい子供が育つイメージを示しています。

続きまして4ページを御覧ください。本計画の変遷を掲載しています。主要施策の中で、第3期計画から新たに追加した事業がある主要施策には星印を付けています。第3期計画では、主に産後ケア事業、親子関係形成支援事業、妊娠期からの伴走型支援、こども家庭センターの設置など、児童虐待防止を目的とした新たな事業を盛り込んだ計画としています。

今年度、第3期計画を策定し令和7年度から本計画に基づいて施策を実施することで本市の子ども・子育てを社会全体で支援する環境の一層の充実を図りたいと考えています。

続きまして、「令和7年度夏季休業期間限定学童保育所の開設について」説明いたします。

まず、現状につきましては、令和7年度の学童保育所の入所申込みの受付状況は、現在、受付中のクラブもありますが、定員を上回るクラブが複数生じています。

次に課題につきましては、児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業の定義のとおり、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を設け、その健全な育成を図る必要があります。

これを受けての取組等につきましては、効果的な待機児童対策を行うため、夏季休業期間限定の学童保育所を開設します。開設場所は待機児童の発生が見込まれる小学校区3箇所で、御園小学校、八日市南小学校、五個荘小学校で実施することで、小学校及び教育委員会

こども政策課
長

との調整を終えています。

対象児童は、待機児童が発生する見込みの学童保育所に入所予定の児童と、その学童保育所に待機申請をしている家庭の児童となります。

開設期間につきましては、7月22日から8月29日までの25日間で、開所時間は午前9時から午後5時までを標準とし、保育料は1万8,000円とします。

また、午前7時30分から午前9時までの早朝預かりについては4,000円の加算、午後5時から午後7時までの延長預かりについては5,000円の加算としています。全ての加算を選択した場合は2万7,000円となり、今年度の保育料と同額となります。

なお、保育料については、大前提として、通年で学童保育所に入所している児童と同等の金額設定にする必要があるものと考えことから、令和6年度と同様に平均的な時間当たりの保育料単価93.3円を用いて算定しています。

開所時間については、今年度実施した保護者のニーズ調査を基に午前9時から午後5時までを標準時間とし、早朝預かりと延長預かりを組み合わせることで多様なニーズに対応できるように設定しています。

運営者は、3箇所の小学校とも特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワークとなります。

今年度実施した夏季休業期間限定学童保育所の取組経験を生かし、保護者のニーズに応えられるように令和7年度の開設箇所を拡充することで、待機児童の減少につなげたいと考えています。

説明は、以上となります。

幼児課長

続きまして、幼児課長の辻です。よろしくお願ひします。

「令和7年度認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育の一次選考結果について」説明いたします。資料を御覧ください。

令和7年度認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の一次選考が昨年12月に終了し、入所決定通知を昨年12月27日に、また、入所不承諾通知を本年1月7日に発送しましたので、本日は、その一次選考結果について報告します。

上の表は2号認定児童及び3号認定児童について、下の表は1号認定児童について、それぞれ、地区ごと、年児ごとに入所申込数に対する承諾及び不承諾の件数を第一希望でまとめています。

上の表の総計の行を御覧ください。令和6年12月27日現在の2号認定児童及び3号認定児童の承諾数は、0歳児174件、1歳児437件、2歳児496件、3歳児595件、4歳児640件、5歳児576件で、合計2,918件です。昨年と比べて、102件の増加となっています。承諾数増加の要因としましては、能登川地区におけるのがわひかりこども園の新設及び八日市地区における市立ひまわり幼稚園の改修による児童受入枠の拡大によるものと考えています。

一方、不承諾数につきましては、合計221件で昨年と比べて74件の減少となっています。入所申込みの件数が昨年とほぼ同数であることを踏まえると、承諾件数の増加と同様に児童受入枠を拡大したことによって不承諾件数が減少したものと考えています。

また、資料にはありませんが、今年度から利用調整基準の見直しを行ったことについて検証を行ったところ、兄弟姉妹が別々の園となった世帯及び児童数は、一次選考結果を本年4

幼児課長	<p>月1日現在の数値としますと45世帯、95人で、令和6年6月1日現在の数値と比べて4世帯、7人減少しました。育休退園廃止による影響につきましては、制度開始の年度になりますので、直接の効果が表れるのは来年度以降になりますが、3歳未満児にも育児休業休暇取得期間中の要件を認める経過措置が適用できる児童48人のうち、入所申込みをした児童は14人で、入所承諾となった児童は11人でした。</p> <p>なお、一次選考で不承諾となった人につきましては、施設の空き状況の一覧を市ホームページに掲載するとともに、窓口でも施設の空き状況の情報提供に加えて大型の地図で園の位置を示すなどして、現在、二次選考入所申込みの受付を行っているところです。</p> <p>今後は、二次選考の入所申込受付を1月31日まで行い、一人でも多くの児童が入所できるよう引き続き入所調整の作業を行ってまいります。また、二次選考入所の決定は、2月下旬を予定しています。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。こども未来部からの報告について御意見、御質問等ございませんか。</p>
山本委員	<p>今の報告とは関係がないのですが、保育士の確保が難しいという話が新聞紙上などで多く出ているのですが、保育士の確保について、令和7年度の見通しはどうか。</p>
管理監（幼児担当）	<p>入所定員に対する保育士の確保はできています。学生が減っていることや、年度途中で育休を取得される職員の代替を募集しましても、なかなか、年度途中から来ていただける人は、少ないのですが、年度当初については、学生であったり、また、違うところで勤務されていた人であったりが応募されますので、保育士については一定確保できている状況です。</p>
山本委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一点、学校現場では、夏休み期間を長くされ、一方で夏休みの学童保育のニーズが高まっている中で、小学校の夏休みをもっと短くすれば良いのではないかと考えてしまうのですが、そんなことは、できないのですか。</p>
学校教育課長	<p>できません。</p>
山本委員	<p>そうですか。沖田委員の百年の振り返りのことを思うと、これくらいのことをしてもいいのではないかと思います。戦後80年経っています。いつまでもこれまでの仕組みにがんじがらめになっているという気がします。</p>
教育長	<p>他に質問等はありませんか。</p> <p>それでは、続いて「4その他」に移ります。</p> <p>各課から報告をお願いします。</p>
各課報告	<p>●教育しがNo.97（学校教育課）</p>

各課報告

- 子ども版 教育しがNo.4（学校教育課）
- 教育奨励事業について（教育研究所）
- 報告事項（生涯学習課）
- 報告事項（図書館）

教育長

各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。

各委員

（教育奨励事業の選考基準についての協議）

教育長

ありがとうございます。

以上で、全ての議案が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

次回の第2回定例会は、令和7年2月28日（金）午後1時30分から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしくをお願いします。

また、第1回臨時会については、3月14日（金）午後1時30分から同じく「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催します。内容は、市立小中学校の管理職の人事異動についてです。

第3回定例会につきましては、次第にありますように、3月21日（金）午後1時30分から、こちらも「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますのでよろしくをお願いします。

なお、第3回定例会終了後、第2回臨時会を開催します。内容は、教育委員会事務局職員の管理職の人事異動についてです。

以上をもちまして、令和7年第1回教育委員会定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議終了

午後3時40分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
